

路線バス運行廃止区間住民移動支援事業 (タクシー運賃助成事業) 概要

坂本区、与川内区に居住する者が、旧黄檗上停留所から横瀬西停留所間を移動する場合に、町が契約した協力タクシー機関が運行する自動車を利用した場合において、その運賃の一部を助成します。

(1) タクシー運賃額

主要な停留所から横瀬西停留所までの距離数で運賃計算をします。

(2) 自己負担額

乗降する場所に近い主要な停留所から横瀬西停留所までの徳島バス運賃相当額（定期運賃3カ月割引率適用）を自己負担額とします。

(3) 助成金額

タクシー運賃額から自己負担額を差し引きした額を助成します。

主要な停留所別の利用1回の助成額は、三溪 510 円、与河内 590 円、旭橋 820 円、久保の内 1,080 円、黄檗 1,530 円、黄檗上 1,690 円となります。

(4) タクシー券

路線廃止区間内（黄檗上停留所～横瀬西停留所）のタクシー乗降場所に近い主要停留所から距離数に応じた区分の助成額のタクシー券を交付します。タクシー乗車料金未満の助成額のタクシー券を使用することとし、乗車1回に1枚の使用とします。同居家族が複数人利用した場合も乗車1回に1枚の利用となります。

(5) 助成対象者

勝浦町に住民登録があり、与川内区、坂本区に現に居住し、お買い物、病院、金融機関等への移動や高校通学等のためにタクシーを利用する場合に助成を行います。ただし、自ら自動車の運転ができる者は対象外となります。

(6) 事業実施期間

令和2年12月1日から令和3年3月31日までの期間とします。

(参考の使用例)

注意点：横瀬西停留所から徳島方面の乗車運賃は自己負担になります。

例① 旧黄檗上停留所で乗車し横瀬西停留所で降車する。

タクシー運賃は、	1, 860円
タクシーチケット助成額	1, 690円
本人負担支払額	170円

例② 勝浦町役場前停留所から乗車し旧久保の内停留所で降車する。

タクシー運賃は、	1, 860円
タクシーチケット助成額	1, 080円
本人負担支払額	780円

※ 役場前定停留所から横瀬西停留所までは助成対象にならないので、本人負担支払額は高くなります。

例③ 旧与河内停留所から乗車し旧旭橋停留所で降車する。

タクシー運賃は、	580円
タクシーチケット助成額	510円
本人負担支払額	70円